

## 社会福祉法人を運営する者の藍綬褒章について

【推薦目安】社会福祉法人を運営する者のうち次の1から4の全てを満たす者

- 1 社会福祉法人の理事長
- 2 社会福祉法人を設立した者
- 3 理事長として概ね15年以上在任した者
- 4 次の要件のいずれかに該当する者
  - ① 多数の社会福祉施設を開設したこと。  
(社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を多数に渡り実施(受託を含む)したことを含む。)
  - ② 実質的な施設長として現場業務に従事したこと。  
この場合、名義上の施設長については、叙勲又は褒章の対象とはしない。
  - ③ 医師として、当該施設における医療業務に従事したこと。  
ただし、病院長、医師会役員等として叙勲または褒章の候補者となり得る者を除く。
  - ④ その他、社会福祉法人運営上、顕著な功績を有すること。

上記の1から4の条件に加えて、下記要件のいずれも満たしている必要があります。

- ・ 65歳以下(令和5年11月3日現在)
- ・ 知事表彰受賞者
- ・ 優れた事績を上げた者であること